

事業主の皆様へ

平成23年4月以降の出産育児一時金制度について

出産育児一時金制度とは、健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

平成23年4月以降のこの制度について、以下の見直しがされます。

- ① 引き続き、支給額は42万円です。
※ 在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産ではない場合は、39万円
- ② 「直接支払制度」の改善とともに、小規模な医療機関等では「受取代理」が制度化されるなど、引き続き窓口での負担軽減が図られます。

直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関等が行う制度です。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

受取代理制度

健康保険組合に出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される制度です。

◆補足

- 直接支払制度については、手続きの簡素化などの改善がされることになっております。
- 直接支払制度(または受取代理制度)を実施するかどうかは、医療機関等の選択となります。
- 直接支払制度(または受取代理制度)を実施する医療機関等でも、その制度を利用するか、健康保険組合へ直接請求して支給を受けるかは、妊婦の側で選択できます。

※ 直接支払制度(または受取代理制度)の利用を希望される妊婦の方は、出産予定の医療機関等へご相談ください。

お問い合わせは、当健康保険組合の
業務部 業務二課(☎03-3834-7214)までお願いいたします。